

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法791条第2項、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条、第201条に定める開示事項)

2023年10月1日

株式会社千葉銀行

ちばぎんジェーシービーカード株式会社

2023年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

千葉県千葉市中央区千葉港1番2号  
株式会社 千葉銀行  
取締役頭取 米本 努

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番1号  
ちばぎんジェーシービーカード株式会社  
代表取締役 菅生 譲二

株式会社千葉銀行（以下「千葉銀行」といいます。）及びちばぎんジェーシービーカード株式会社（以下「ちばぎんジェーシービーカード」といいます。）は、2022年12月19日付で両社間の中で締結した吸収分割契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、ちばぎんジェーシービーカードのJCBクレジットカード会員・加盟店事業並びにこれに付帯する事業に関する権利義務を千葉銀行に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

- 1 本吸収分割が効力を生じた日（会社法会社法施行規則第189条第1項）  
2023年10月1日
- 2 分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
  - （1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）  
本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - （2）会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）  
本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過（債権者の異議）  
千葉銀行は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 1 月 13 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
- 3 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規程による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割の差止請求）  
ちばぎんジェーシービーカードに対して、本吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）  
ちばぎんジェーシービーカードは、会社法第 785 条第 4 項の規定により、2023 年 1 月 13 日付の官報及び電子公告により株主に対して公告を行いました。同条第 1 項に基づきちばぎんジェーシービーカードに対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）  
ちばぎんジェーシービーカードにおいて、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会社法 787 条の規定による手続きは行っておりません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）  
ちばぎんジェーシービーカードは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 1 月 13 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4 本吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）  
千葉銀行は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、ちばぎんジェーシービーカードの JCB クレジットカード会員・加盟店事業並びにこれに付帯する事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。
- 5 本吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則 189 条第 5 号）  
2023 年 10 月 2 日

- 6 その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則 189 条第 6 号）  
該当事項はありません。

以上